## 車両系建設機械(整地·運搬·積込·掘削用)

機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)を運転する場合は,車両系建設機械 運転特別教育を修了していなければなりなせん。(法第59条、規則第36条)

ただし、道路交通法の道路上を走行させる運転は除かれます。

バックホウ (ドラグショベル)、ブルドーザー、トラクター・ショベル等の運転ができます。

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の走行に関する装置の構造および取り扱いに関する知識	3	
小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2	
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転に必要な一般事項に関する知識	1	13
関係法令	1	
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の走行の操作 (実技)	4	
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業のため の装置の操作(実技)	2	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

機体重量:車両系建設機械から作業装置を除いた乾燥重量(燃料,油類,水等が入っていない重量)であり、 すなわち機械本体の重量をいう。

類)

(車 両 系 建 設 機 械 の 種

① 整地・運搬・積込み用機械

1ブルドーザー

2モーターグレーダー

3トラクターショベル

4ずり積機

5スクレーパー

6スクレーハー

② 掘削用機械

1パワーショベル

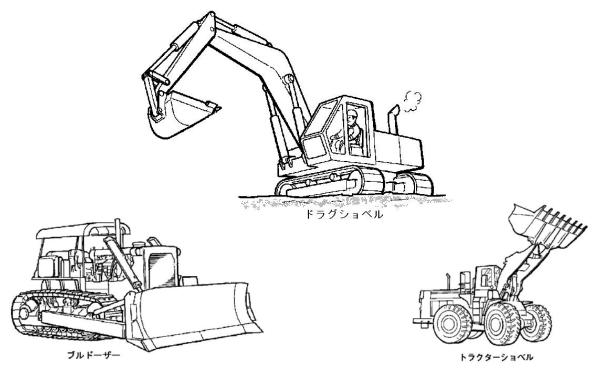
2 ドラグショベル3 ドラグライン

4クラムシェル

40 ノムシエル

5バケット掘削機

6トレンチャー



≪その他の資格≫

◎ 車両系建設機械運転技能講習

機体重量 3 トン以上の運転 (法第 61 条、令第 20 条、別表第 18)